



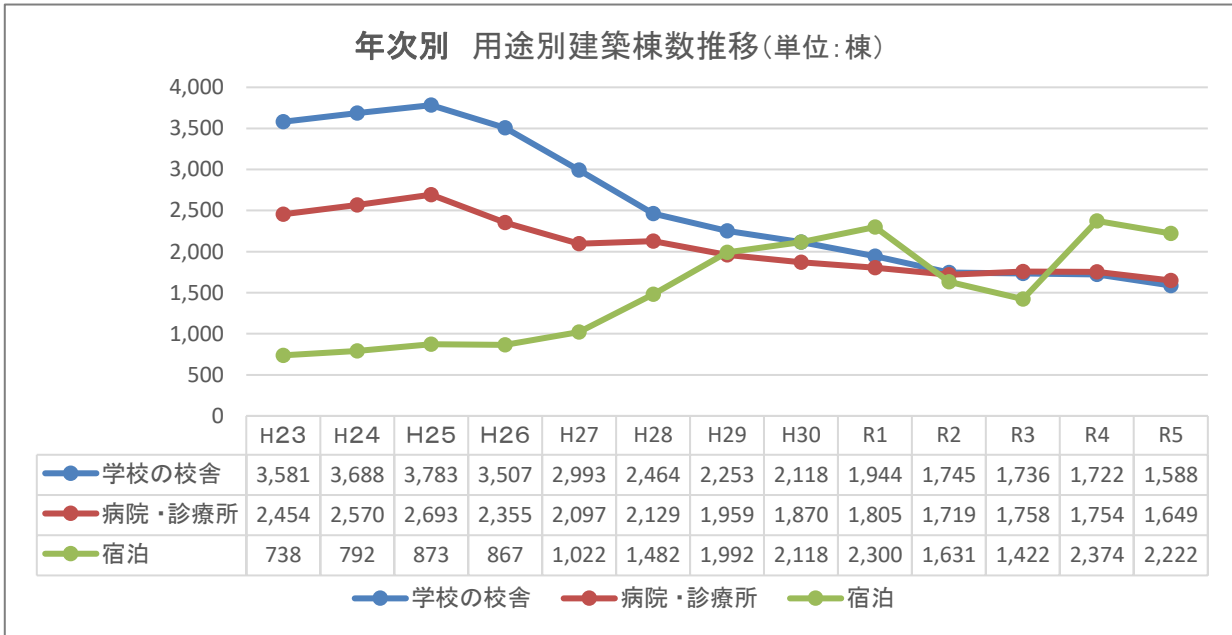
## コントラクト市場の現状

学校・病院などの着工状況と防災ラベルの発行状況から見る

### ■コントラクト市場の推移

出典：建築物着工統計（国交省）

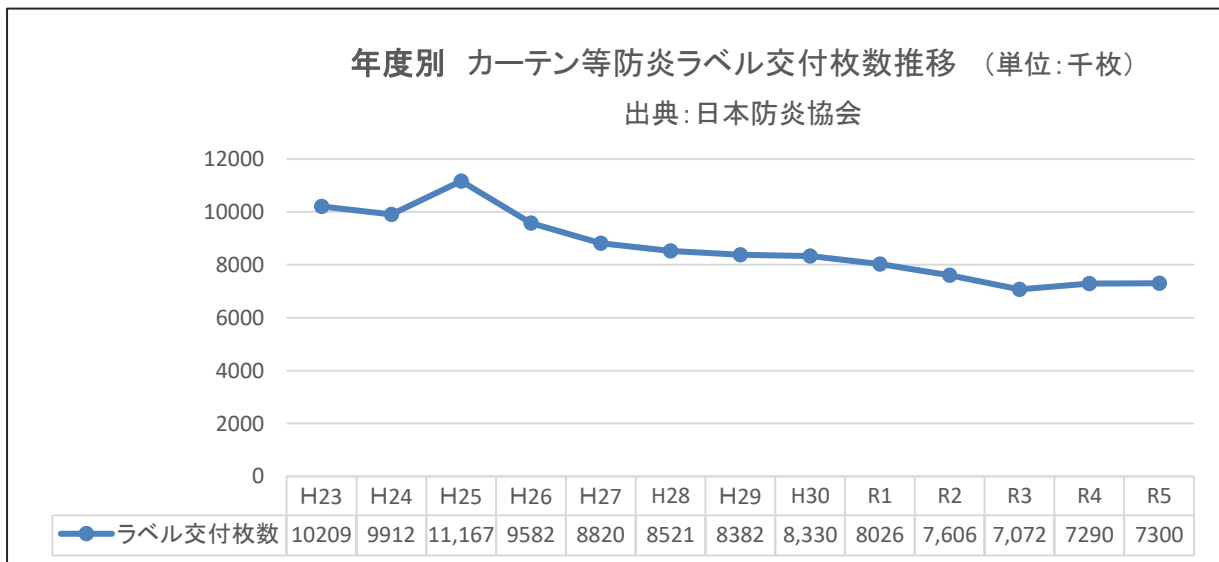
学校の校舎、病院関係の建築は平成 25 年をピークに下降傾向にある。一方、宿泊施設はコロナ禍には減少したものの増加傾向にある。



### ■カーテン類の防災ラベル発行状況推移

出典：日本防災協会

カーテン類の防災ラベル発行数は建築物棟数の減少と同じく、平成 25 年をピークに減少傾向にある。令和 4 年より減少傾向にストップがかかったようである。宿泊施設の増加が影響しているのか。



## 遮光カーテンに関する消費者クレーム

出典：国民生活センターホームページ

国民生活センターに相談がされたカーテンに関する事項はコーティング加工の遮光カーテンの匂いと遮光カーテンの遮光率と消費者感覚との差異による問題が多い。

今回は遮光率に関する相談事例を紹介します。

### ■依頼事項 1

「購入したカーテンの遮光性やレースカーテンの遮像効果が疑わしい。商品に問題がないか調べてほしい。」

#### ・テストの概要

苦情品のカーテンの遮光率を JIS L 1055 の試験方法により調べたところ、販売サイトに表示されていた値を満たしていた。また、苦情品のレースカーテンは高い遮像性を有し、防透視性も高かったが、採光性は低く、外から屋内は見えにくく、光も遮るものであった。

### ■依頼事項 2

「遮光 2 級と言われて購入したカーテンを使用したところ、部屋の中に光が入り、明るく感じる。性能に問題がないか調べてほしい。」

#### ・調査報告

当該品は、オーダーメイドで購入した小窓用の遮光カーテン（幅 83cm×長さ 135cm）です。

相談者によると、当該品は店頭において「遮光 2 級」と表示され販売されていました。相談者は当該品を購入し部屋に取り付けたところ、曇った日でも部屋が明るい状態で光をよく通したため、性能に疑問をもったとのことでした。

当該品について、照度計を用いて遮光率の測定をおこなったところ、遮光率は 99.60%で、これは、遮光 3 級に該当しました。依頼センターよりテスト結果を事業者の説明したところ、相談者に購入金額が返金されました。また、当該品の販売を中止するとのことでした。

遮光カーテンを購入する際には、NIF から認可されていることを証明する遮光マークの有無を確認し、商品を選ぶのも良いでしょう。

### ■依頼事項 3

「通信販売で購入したカーテンの遮光性が疑わしい。性能に問題がないか調べてほしい」

#### ・調査報告

当該品のカーテンは、海外に拠点がある事業者が運営する日本語表記のインターネット通信販売サイトで販売されていたもので、海外から直送されてきたとのことでした。

当該品の販売サイトを確認したところ、カーテンの遮光性について、国内で広く用いられている一般社団法人日本インテリア協会による判定基準（以下、「NIF の判定基準」とします。）に類似した等級と使用時の明るさのレベルが記載されていましたが、等級に対応する遮光率が大きく異なっていました。当該品の遮光率を JIS L 1055 「カーテンの遮光性試験方法」A 法に従って測定したところ、部位によって差はありましたが、販売サイトに表示されていた 90%以上という遮光率を満たすものでした。ただし、販売サイトには当該品の遮光の等級として 1 級との表示がありましたが、当該品の遮光率を NIF の判定基準に照らすと、3 級相当の部位と 3 級に満たない部位がありました。

#### ・アドバイス

インターネット通信販売等では、カーテンの遮光性に係る等級が国内で広く用いられている判定基準とは異なる基準に則って表示されている場合があります。等級の級の値のみで比較すると、想定とは異なる遮光性のものを購入する可能性がありますので、購入の際には、どのような基準で判定されているかについても確認しましょう。

N I F 遮光カーテン判定基準

等級	1 級	2 級	3 級
遮光率	99.99%以上	99.80%以上 99.99%未満	99.40%以上 99.895 未満
照度に関する 状況表現	人の顔の表情が識別できないレベル	人の顔あるいは表情がわかるレベル	人の表情はわかるが事務作業には暗いレベル

# 約束手形等の交付から満期日までの期間の短縮を事業者団体に要請します

## 2024年11月以降、下請法の運用ルールが変わります

2024年4月30日同時発表：公正取引委員会

中小企業庁では、中小企業の取引適正化の重点課題の1つに「支払条件の改善」を位置づけ、業種別の下請ガイドラインや自主行動計画などを通じ、約束手形、電子記録債権、一括決済方式による下請代金支払のサイト（交付から満期日までの期間※1）の短縮を推進してきました。2024年11月以降、下請法上の運用が変更され、サイトが60日を超える約束手形や電子記録債権の交付、一括決済方式による支払は、行政指導の対象となります。

サイトの短縮は、下請法の適用対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体で取り組むことが重要です。中小企業庁では、公正取引委員会と連名で、各事業者団体等に対する要請文を発出しました。

### 1. 概要

中小企業庁及び公正取引委員会は、1966年以降、業界の商慣習、親事業者と下請事業者との取引関係や金融情勢等を総合的に勘案し、繊維業は90日、その他の業種は120日を超えるサイトの手形等※2を、下請法が規制する「割引困難な手形」等に該当するおそれのあるものとして指導してきました。

こうした長期の手形等が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、中小企業庁では、中小企業の取引適正化の重点課題の1つに「支払条件の改善」を位置づけ、業種別の下請ガイドラインや自主行動計画などを通じ、手形等による支払期間の短縮を推進してきたところです。令和3年3月には、下請法の運用の見直しについて、検討を行うこととしていました。

そして今般、改めて各業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、意見公募手続を経た上で、サイトが60日を超える手形等が、下請法上の「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして、指導の対象とする運用の見直しを、公正取引委員会が公表しました。

※1：一括決済方式の場合は、代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間

※2：約束手形、電子記録債権、一括決済方式

### 1. 各団体等への要請

事業者が手形等のサイトを短縮できない理由は、上位の取引先からの支払が手形等によるものであり、そのサイトが長いことであるとの声が多く聞かれます。下請法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でサイトを短縮化していくことが、中小企業の取引適正化のために必要です。

また、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮が必要です。

そこで、中小企業庁は、公正取引委員会と連名で、各産業の業界団体や、金融機関及びそれを監督する省庁等に対し、以下の内容の要請文を発出しました。

1. サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とする運用が、令和6年11月1日から始まること。

2. ファクタリング等の一括決済方式については、サイトを60日以内とすることに加え、引き続き、一括決済方式への加入は下請事業者の自由な意思によること並びに親事業者、下請事業者及び金融機関の間の三者契約によることを徹底すること。

3. 下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮する、代金の支払いをできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払い手段の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払い手段の適正化とともに、前払い比率、期中払い比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

4. 手形等のサイトの短縮に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧かつ親身に応じるとともに、事業者の業況や資金需要等を勘案し、事業者に寄り添った柔軟かつきめ細かな資金繰り支援に努めること。

# これまでの新型コロナウイルス感染症の影響と対応

中小企業庁：「2024 中小企業白書」より抜粋

2023 年 5 月の感染症の 5 類移行を受けて、2020 年以降の感染症の日本経済や中小企業・小規模事業者への影響について、総括的に分析を行った。

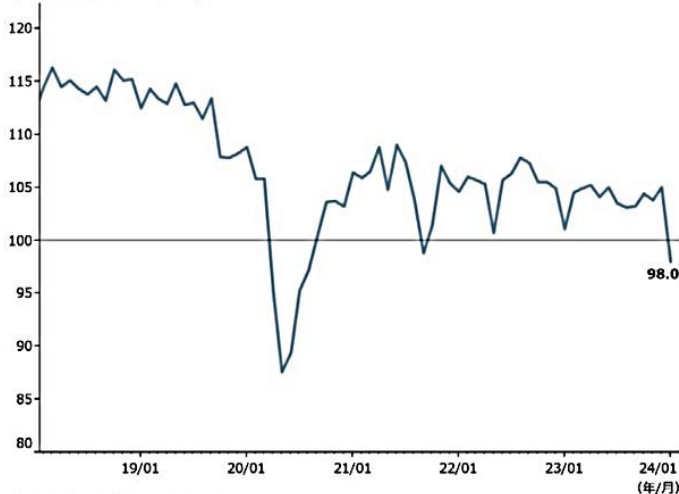
まとめ

感染拡大により激変する外部環境に対応するべく、中小企業・小中小企業が、政府の様々な施策を活用して従業員の雇用を維持し、生き残りを模索したことを明らかにした。まず、テレワークの普及による働き方の変化、EC の活用といったデジタルツールの活用など、デジタル化等の新たな変化に適応していった中小企業・小規模事業者も見られたことが分かった。加えて、感染症の影響によって生じた新たな需要を捉えるため、新規の商品・サービス開発などに取り組んだ側面も明らかになった。

中小企業・小規模事業者向けの各種施策の効果については、雇用調整助成金や企業の努力によって、失業率が比較的低い水準で抑えられたことや、資金繰り支援や補助金等の様々な政府施策によって、中小企業・小規模事業者の事業継続が図られたことにより、倒産や休廃業が抑制されたことも確認した。

鉱工業生産指数の推移

(季節調整済指数、2020年=100)

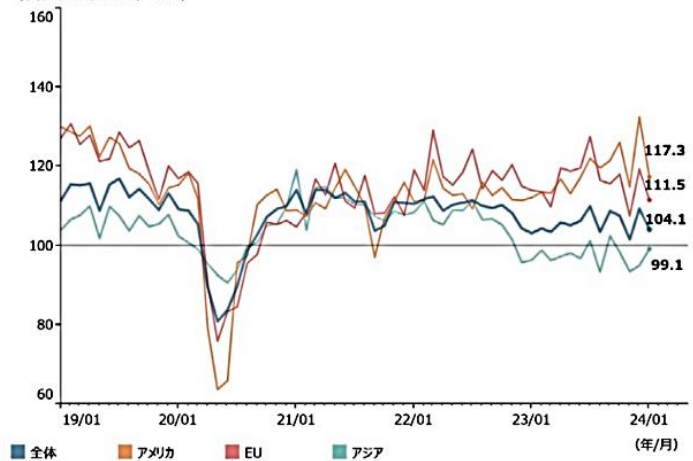


資料：経済産業省「鉱工業生産指数」

(注) 指数値は、「2024年1月報」(2024年3月19日公表)による。

輸出数量指数の推移(地域別)

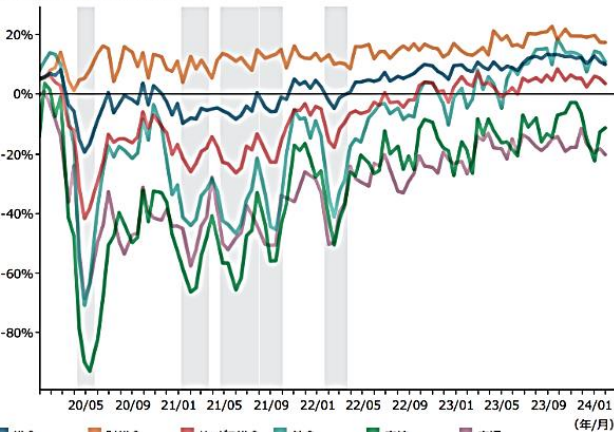
(季節調整済、2020年=100)



資料：財務省「貿易統計」

(注) 1.内閣府による季節調整済。指数値は、「2024年1月分」(2024年2月28日公表)による。  
2. EUについては、英国を除く27か国ベース。

消費支出の推移(業種別)

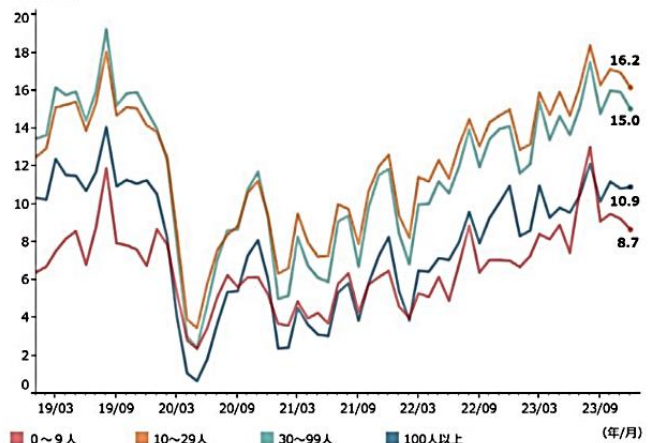


資料：(株)ナウキャスト/ (株)ジェーシービー「CB消費NOW」より中小企業庁作成 (2024年2月29日時点)

(注) 1. 2016年度から2018年度の同時期平均と比較した、一人当たりの消費金額と消費者数の変化を組み込んだ数値。  
2. 前掲図1部3項に緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が突出されていた期間を灰色で示している。  
3. 「総合」は消費全体、「財総合」は小売業消費全体、「サービス総合」はサービス業消費全体を指す。

延べ宿泊者数の推移(従業者規模別)

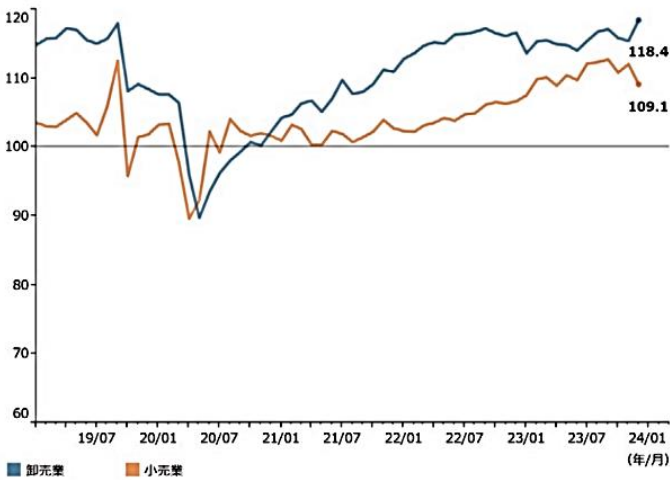
(百万人泊)



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

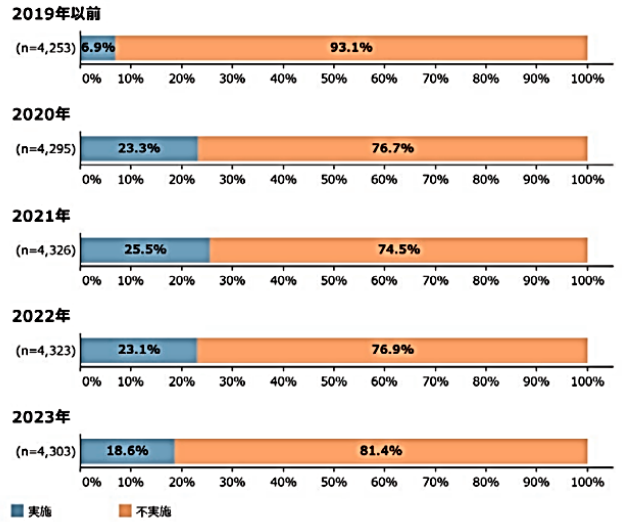
(注) 延べ宿泊者数について、2019年~2022年は確定値を用いており、2023年は速報値を用いている。

### 商業販売額指数の推移 (季節調整済み指数、2020年=100)



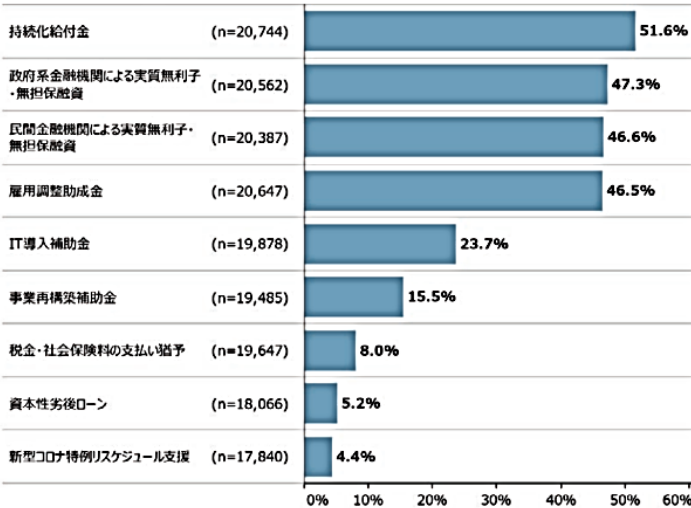
資料：経済産業省「商業動態統計調査」  
(注) 指数値は、「2023年12月分」(2024年2月15日公表)による。

### 感染拡大前後におけるテレワークの実施状況



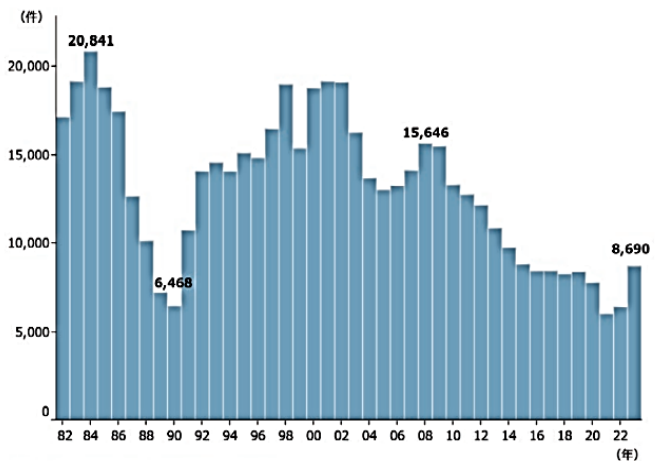
資料：(株)帝国データバンク「中小企業が直面する外部環境の変化に関する調査」  
(注) 感染症の感染拡大前後のテレワークの実施状況について、「週に4日以上」、「週に2〜3日程度」、「週に1日程度」、「1か月に1日程度」を「実施」、「ほとんど実施していない」、「全く実施していない/認めていない」を「不実施」として集計している。

### 感染症に関する政府施策の利用経験 (2023年11~12月時点)



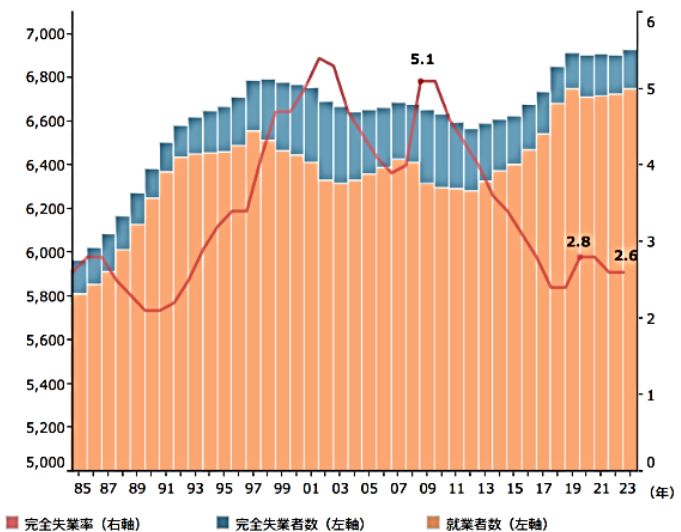
資料：(株)帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」  
(注) 2023年11~12月時点で、感染症に関する政府施策の利用有無について、「利用したことがある」と回答した企業の割合を示している。

### 倒産件数の推移



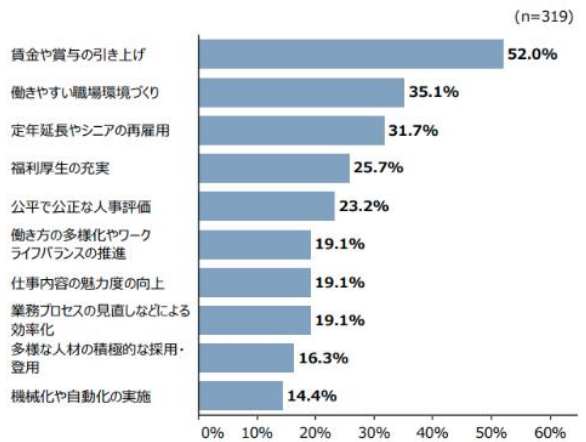
資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」  
(注) 1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理(取引停止処分、内整理)も倒産に含まれる。  
2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

### 完全失業率・完全失業者数・就業者数の推移 (万人)



資料：総務省「労働力調査(基本集計)」

### 人手が不足していない企業の、その要因(複数回答、上位10項目)



資料：(株)帝国データバンク「企業における人材確保・人手不足の要因に関するアンケート」(2023年5月12日~16日)  
(出所) 経済産業省「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会(第20回)資料5 少子化対策に資する地域の包括的成長について」(2024年2月20日)  
(注) 1. 本調査全体における有効回答数は1,033社。人手が不足していない企業の「人手が不足していない要因」に対する回答を集計。  
2. 「人手が不足していない」と回答があった346社のうち、中小企業319社を集計。なお、ここでいう中小企業とは、中小企業基本法上の中小企業者を指す。  
3. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。